

**(10) 研究活動の不正行為対策委員会****① 設置の趣旨（目的）及び組織****ア 組織設置の趣旨（目的）**

研究活動の不正行為対策委員会は、不正行為の防止及び対応を審議することを目的として設置されている。

**イ 組織の構成及び構成員等**

研究活動の不正行為対策委員会は、研究倫理教育責任者（学長が指名した副学長）、附属図書館長、各センター長、心理教育相談室長、附属学校長、学系長、事務局長、学外有識者のうちから学長が指名した者及びその他学長が指名した者若干人で構成されている。

**② 運営・活動の状況****ア 委員会等の開催状況**

令和2年度においては、12月に書面審議を1回行った。

**イ 審議された主な事項**

i) 第3期中期目標期間の業務実績に係る自己点検・評価の実施

**ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等**

研究不正防止に係る本学の体制及び関係規程に基づき、不正行為を未然に防ぐため、全学構成員に対し、研究倫理教育を実施するとともに、新任職員研修会、大学院新入生オリエンテーション等において、研究不正防止に関する説明を行った。また、不正行為防止に関する定期的な注意喚起及び指導教員からの学生への指導により、啓発活動を全学体制で行った。

**③ 優れた点及び今後の検討課題等****ア 優れた点**

昨年度から引き続き、卒業・修了予定の学生に対し、「卒業研究題目届」等の提出時に「研究倫理eラーニングの修了証書」を提出するよう、年度当初から周知を行い、学生に対する研究倫理教育を徹底した。

また、全学教職員を対象に、研究担当副学長による研究活動における不正行為及び研究費の不正使用の防止研修を実施し、構成員に対して、研究活動における不正行為の防止、研究倫理及び研究費の執行における不正使用防止の理解の促進に努めた。

**イ 今後の検討課題等**

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で研修会等の機会が減ってしまったが、継続して研究倫理教育の実施や不正行為の防止に向けた啓発活動を全学体制で取り組む必要がある。